

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

一 「住めば、北区東京。」に向けて

(一) 内部統制について

ア、北区において内部統制導入の必要性と期待される効果について

イ、導入した場合の推進責任者について

ウ、内部統制導入により監査委員の役割はどう変わるか。

【要旨】

地方自治体の内部統制の強化に力点を置いた地方自治法改正案が、このたび国会で可決した。

行政サービスの重要性は増大し、同時に、事務処理は広範にわたり、職員一人あたりの業務負担が増加し、事務処理ミスなどが発生する懸念がある。

日常業務で事故や不正が発生するリスクを聴取し、不祥事を未然に防ぐための基本方針等をつくり、毎年、状況評価報告書を作成し、監査委員や議会によるチェックを定期的に受けることが求められている。

古田 しのぶ

公 明

代 表

四

一(一) アイウ

はじめに、「住めば、北区東京。」に向けて、このご質問のうち、内部統制についてお答えします。

まず、内部統制導入の必要性と、期待される効果についてです。

平成三十二年四月から施行される

改正地方自治法では、内部統制にかんする方針を定め、必要な体制を整備することが、努力義務として規定されます。

地方公共団体が内部統制にかんする基本方針などを整備・運用することは、不適正な事務処理の改善や、法令順守の徹底、財政健全化などに効果があると考えます。

北区としましては、区民の信頼確保のためにも、今後、内部統制の導入について検討してまいります。

(次頁に続く)

古田 しのぶ

公 明

代 表

四

(前頁から続く)

次に、内部統制を導入した場合における推進責任者の設置にかんしましては、専門的な知見が必要であることから、先進事例の調査などを行い、十分検討してまいります。また、監査委員の役割につきましては、組織内部の違法行為や不正、ミスなどのリスクが、事前・事後にコントロールされるようになった場合、法令等のルールへの適合性や、財務関係書類の正確性を検証する合规性監査から、業務の経済性、効率性、有効性を監査する業務監査にシフトするものと認識しています。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

- 一 「住めば、北区東京。」に向けて
- (二) 都市公園法の改正に伴う取り組みについて
- ア 都市公園法の対象となる北区の公園はどこか。

【要旨】

本年四月、荒川区、世田谷区、品川区の公園内に保育所が開設された。これは、都市公園で保育所などを導入できる国家戦略特区を創設する中で、進められてきたものである。

このたび、都市公園法が改正され、特区に限らず、全国の公園内に、保育所などの通所利用の福祉施設設置が可能となった。

その他にも、カフェ、レストラン等の収益施設の設置と公園周辺の広場の整備等を一体的に行う民間事業者を公募し選定する制度が創設され、収益施設の設置管理許可期限を現行の十年から二十年に延ばして、民間事業者の参入がしやすくなった。そこで、質問いたしたい。

古田 しのぶ	公 明	代 表	四
--------	-----	-----	---

一 (二) ア

次に、「都市公園法の改正に伴う取り組み」のうち、都市公園法の対象となる北区の公園についてお答えいたします。

東京都北区立公園条例は、都市公園法の規定に基づき、

北区内における都市公園の設置及び管理にかんして、必要な事項等を定めたものです。

この条例に基づいて設置及び管理しております

飛鳥山公園や赤羽公園など

区内八十四か所の公園・緑地すべてが、

都市公園法の対象となります。

古田しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

一 「住めば北区東京。」に向けて

(二) 都市公園法の改正に伴う取り組みについて

イ 保育園待機児童の多い滝野川西地区において、南谷端公園のような公園内に保育所設置を進めるべきと思うが、どのような意見か。

【要旨】

本年四月、荒川区、世田谷区、品川区の公園内に保育所が開設された。これは、国家戦略特区を創設する中で、進められてきたものである。この度、都市公園法が改正され、特区に限らず全国の公園内に保育所などの通所利用の福祉施設設置が可能になった。

古田しのぶ	公明	代表	四
-------	----	----	---

一(二)イ

私からは、「住めば、北区東京。」に向けての「都市公園法の改正に伴う取り組みについて」のうち、公園内の保育所設置についてお答えいたします。

保育所整備を進める際の最大の課題の一つは、用地の確保にあると考えており、公園用地の活用は、有効な方策の一つであることから、昨年度設置した全庁的・横断的なプロジェクトチームにおいても検討を行った経緯があります。

公園は、
区民の方々の憩いの空間であることに
十分留意しながら、
予測される保育ニーズに対応できるよう
検討を進めることが望ましいと
考えているところです。

(後頁へ続く)

(答弁案)

教育長答弁

子ども未来部子育て施策担当課
土木部道路公園課

古田しのぶ

公明

代表

四

(前頁より続く)

平成二十九年四月期に多くの待機児童が発生した
滝野川西地区においては、昨年度末から、
重点的に民有地を活用した
保育施設の募集を行っており、
現在、いくつかの相談が寄せられているところです。
ご提案いただきました南谷端公園の
利用につきましては、
現段階では、
一つのご提案として受け止めさせていただき、
今後、課題などについて、
整理してまいりたいと考えております。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

- 一 「住めば、北区東京。」に向けて
- (二) 都市公園法の改正に伴う取り組みについて
ウ 民間事業者による公園の再整備も検討するべき
だが如何か。

【要旨】

本年四月、荒川区、世田谷区、品川区の公園内に保育所が開設された。これは、都市公園で保育所などを導入できる国家戦略特区を創設する中で、進められてきたものである。このたび、都市公園法が改正され、特区に限らず、全国の公園内に、保育所などの通所利用の福祉施設設置が可能となった。

その他にも、カフェ、レストラン等の収益施設の設置と公園周辺の広場の整備等を一体的に行う民間事業者を公募し選定する制度が創設され、収益施設の設置管理許可期限を現行の十年から二十年に延ばして、民間事業者の参入がしやすくなった。そこで質問いたしたい。

古田 しのぶ

公 明

代 表

四

一 (二) ウ

次に、民間事業者による

公園の再整備についてお答えいたします。

区では、現在、区立公園全体の整備方針及び、中長期的な整備計画の策定を進めております。

併せて、各公園が持っている魅力の創出や、

公園のピールール方法などの検討も行っております。

今回の都市公園法等の改正では、

公園などのオープンスペースで、

多面的な機能を発揮させることを目的に、

民間事業者による公共還元型の

収益施設の設置管理制度が創設されるなど、

民間活力を、

より有効に活用できる方策が盛り込まれました。

(後頁へ続く)

古 田 し の ぶ	公 明	代 表	四
-----------	-----	-----	---

(前頁より続く)

現在、検討を進めております

魅力ある公園づくり計画の策定において、

今回の新しい制度は、

公園の魅力創出に大いに寄与すると思われまますので、
活用方法等を含め検討してまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

- 一 「住めば、北区東京。」に向けて
- (三) 防犯カメラの推進について
- ア ソフトターゲット対策について

【要旨】

世界各地でテロが発生している中、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、テロ対策をより一層強化・推進していく必要がある。

北区では、昨年十一月に二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、安全・安心まちづくりを強化するため、区内三警察署と覚書を締結したが、ソフトターゲット対策をスピード感を持って推進する体制を作るべきだが、見解を伺いたい。

古 田 し の ぶ	公 明	代 表	四
-----------	-----	-----	---

一 (三) ア

次に、防犯カメラ推進についてのご質問のうち、ソフトターゲット対策についてお答えします。

昨年十一月に区内三警察署と締結した

「東京二〇二〇(にいぜろにいぜろ)オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた

安全安心なまちづくりに関する覚書」では、

国際テロ等の未然防止対策や

防犯カメラ対策などについて警察と協働して

協議推進することとしています。

区内には、トップアスリートの

トレーニング拠点である

味の素ナショナルトレーニングセンターや

障害者スポーツの拠点である

東京都障害者総合スポーツセンターなどの

施設があり、警察との協議の中では、

【次頁に続く】

古 田 しのぶ	公 明	代 表	四
---------	-----	-----	---

【前頁から続く】

ソフトターゲット対策を重要課題ととらえています。

今後も、引き続き施設の管理者や警察などと連携の強化を図り、諸課題についての情報の共有や対策をスピード感をもって推進してまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

一 「住めば、北区東京。」に向けて

(三) 防犯カメラの推進について

イ 足立区と同様の取り組みを行うことについて

【要旨】

二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、テロ対策をより一層強化・推進していく必要がある。足立区では、本年一月「足立区テロ及び災害対策事業に関する覚書」を警視庁と締結し、区内の警察署にテロアドバイザーを配置し、民間事業者等にアドバイスをするほか、区では安全対策を講じた事業者を対象として費用の一部負担や区内に設置されている百台の定点カメラ映像をテロや災害時の非常事態に区や警察署・消防署で閲覧できる事業を確立している。北区においても同様の取り組みを行うことについて伺いたい。

古 田 し の ぶ	公 明	代 表	四
-----------	-----	-----	---

一 (三) イ

次に、足立区と同様の取り組みを行うことについてのご質問にお答えします。

足立区をはじめ、様々な自治体で

警察、消防と連携をした事業や

災害用定点カメラの設置など、

テロ及び災害対策事業を進めていると

認識しています。

北区といたしましては、今後とも警察や消防との連携を強化するとともに、

足立区や他の自治体の事例を参考にし、

費用対効果やプライバシーなどの課題も含め、

研究を進めていきます。

古・田　しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

一 「住めば、北区東京。」に向けて

(三) 防犯カメラの推進について

ウ 町会・自治会の防犯カメラ設置状況の現状と課題について

【要旨】

二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、テロ対策を含めた治安対策には、防犯カメラの設置促進は、必要不可欠である。

北区内での町会・自治会の防犯カメラ設置状況の現状と課題について伺いたい。

古 田 し の ぶ

公 明

代 表

四

一 (三) ウ

次に、町会・自治会の防犯カメラ設置状況の現状と課題についてのご質問にお答えします。

北区では、平成二十四年度から防犯カメラの設置補助を実施しており、平成二十八年度末までに延べ百団体約七百五十台の防犯カメラの設置補助を行っています。

防犯カメラの設置にあたっては、町会・自治会の経済的な負担や個人のプライバシーなどの課題もありますが、防犯カメラは、犯罪抑止や犯罪後の捜査に大きな威力を発揮しています。東京オリンピック・パラリンピックを控え、今年度から平成三十一年度までの三年間の限定で東京都の補助金が、

【次頁に続く】

古 田	しのぶ	公 明	代 表	四
-----	-----	-----	-----	---

【前頁から続く】

引き上げられ、町会・自治会の負担軽減が図られます。

区といたしましては、引き続き

町会・自治会に対しての

防犯カメラの設置・運営を支援し、

安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

一 「住めば、北区東京。」に向けて

(四) 防災対策の充実について

ア 自助の推進について

(ア) セミナーの実施などの啓発を進めること

【要旨】 国の防災基本計画では、家庭での予防・安全対策として「最低三日間、推奨一週間」分の食料、飲料水等の備蓄、負傷防止や避難路の確保から家具・ブロック塀等の転倒防止策が述べられている。避難経路確保のための家庭内の片付けと一週間分の備蓄を無理なくできるようなセミナーの実施などの啓発を進めることについて区の見解を問う。

古 田 し の ぶ

公 明

代 表

四

一 (四) ア (ア)

次に、防災対策の充実について、順次、お答えします。

はじめに、自助の推進のうち、

セミナーの実施などの啓発を進めることについてです。

区では、平成二十六年から、自主防災組織、

マンション管理組合などの団体・グループを対象に、

家庭内備蓄や家具の転倒防止など、

事前の備えを含めた震災対策について、

各種セミナーを行っています。

今後も、多くの区民の皆さまに、

自助の備えが重要であることをご理解いただくため、

区職員及び専門講師によるセミナーを

積極的に行ってまいります。

古田しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

一「住めば、北区東京。」に向けて

(四) 防災対策の充実について

ア 自助の推進について

(イ) ペット同行避難を可能にするための

取り組みについて

【要旨】国の防災基本計画には、飼い主によるペットとの同行避難や、避難所での飼養についての準備が述べられている。ペット同行避難を可能にするための取り組みについて区の見解を問う。

古田 しのぶ

公明

代表

四

一 (四) ア (イ)

次に、ペットの同行避難を可能にするための
取り組みについてです。

避難所への動物の同行避難については、
国がガイドラインを設けており、
平常時から備えるべき対策や、他の避難者への
迷惑にならないように努めるとしています。

しかしながら、先の熊本地震では、
避難所におけるペットの苦情が
少なくありませんでした。

国では、熊本地震の実態を踏まえ、
今年度中にガイドラインを改定する予定です。
区としては、改定ガイドラインを踏まえ、
ペット同行避難における避難所運営のあり方を
改訂する北区地域防災計画等のなかで
整理してまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

一「住めば、北区東京。」に向けて

(四) 防災対策の充実について

ア 自助の推進について

(ウ) 地震保険の必要性について区の見解を問う

【背景】内閣府では、平成二十九年三月、「保険・共済による災害への備えの促進に関する検討会」報告を發表した。被災者の生活再建とその前提になる住宅再建は、被災地の復旧・復興において欠かせない。国では被災者生活再建支援制度等で公的支援に努めたが、公的支援には限界があり、自然災害による損害を補償する保険・共済への加入を一層促進することが重要な課題。保険・共済は、自助・共助。公助のなかの自助である。地方公共団体は、事前の備えとして保険・共済に適切加入するよう呼びかけることが望ましい。

古田 しのぶ

公 明

代 表

四

一 (四) ア (ウ)

次に、地震保険の必要性についてです。

地震を含めた自然災害への対策には、自助・共助・公助による役割分担が重要だと認識しています。

住宅・生活再建には、公助・共助としての公的な支援金や善意による義援金がありますが、十分な金額とは言えません。

災害時における公助による住宅・生活再建には限界がありますので、自助として、各家庭が地震保険の加入などにより事前に備えることが重要だと考えています。

ただし、地震保険等の加入割合は、まだ低い状況にあるため、今年度改正する北区地域防災計画のなかで、地震保険や水害保険の加入促進を盛り込んでまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

一「住めば、北区東京。」に向けて

(四) 防災対策の充実について

イ 公助・共助の推進について

(ア) 液体ミルクの活用について

【要旨】液体ミルクは、そのまますぐに飲むことができ、ストレスから母乳が止まるリスクがある災害時には有効。国では、日本での液体ミルクの認証に向けた法整備の検討をはじめた。区でも、保育園にローリングストック法※で備蓄し、日本での製造・販売が実現するまで、海外メーカーとの災害時の購入協定や、海外友好都市と情報交換することについて、区の見解を問う。

※普段から少し多めに食材、加工品を買っておき、使ったら使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の食料を家に備蓄しておく方法

古田 しのぶ	公明	代表	四
--------	----	----	---

一 (四) イ (ア)

続いて、共助・公助の推進についてお答えします。
まず、液体ミルクについては、

液体ミルクについては、災害によって

ライフラインが断絶した場合でも授乳ができるため、
大きな安心につながるものと認識しています。

その一方、国内においては、現時点では
製品化に至っていないのが現状です。

また、液体であることから、粉ミルクよりも
品質が早く変化するため、保存方法や

摂取の際の安全性の確保などについて、
許可基準を定めるデータの収集が必要だと

国の関係者会合で言われています。

区としては、国や業界団体の動向を見守り、
国内での製造と販売の目途(めど)がたった時点で、
改めて検討してまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

一 「住めば、北区東京。」に向けて

(四) 防災対策の充実について

イ 公助・共助の推進

(イ) 地区防災計画を

北区の各地域に推進するための課題について

【要旨】 災害対策基本法の改正により、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設された。区内で地区防災計画が策定されるには、どのような課題があるのか区の見解を問う。

※地区防災計画は、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、地区居住者が行う自発的な防災活動に関する計画で、居住する区市町村の防災会議に提案することができる。防災会議は、提案された地区防災計画が、地域防災計画に必要かどうか判断し、必要がある場合は、地域防災計画に定める。

古 田 し の ぶ

公 明

代 表

四

一 (四) イ (イ)

続いて、地区防災計画を、区内各地域で推進するための課題についてお答えします。

地区防災計画は、地域コミュニティにおける共助による防災活動にかんする計画です。

策定の主体は、地区居住者等で、地区居住者の意向が強く反映されたボトムアップ型の計画でもあります。

地区防災計画を、自主防災組織などが策定するには、区民一人ひとりの防災意識の向上、地域内での災害時における課題の把握、地域住民の意向を反映する仕組みの構築などに加え、消防団、各種地域団体やボランティア等との連携の強化が重要だと考えています。

さらに、実践的な防災訓練の実施など、計画の実効性が求められることから、

(後頁へ続く)

古田しのぶ	公明	代表	四
-------	----	----	---

(前頁から続く)

人材の育成が重要な視点だととらえています。

区としては、

団体等が地区防災計画を策定する場合には、

積極的に支援をしております。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

一 「住めば、北区東京。」に向けて

(四) 防災対策の充実について

イ 公助・共助の推進について

(ウ) 垂直避難施設についての区の考え方と

実際の体制づくりについて

【要旨】 昨年、岩手県内の河川が氾濫し、高齢者施設が被害を受けた。浸水想定区域にある高齢者・障害者施設に対し、避難計画の策定や訓練を義務付ける改正水防法が成立。区では、台風等の水害が予想される時は高台への避難を促している。同時に、都営住宅やURと垂直避難の協定を締結した。この垂直避難施設についての区の考えと、避難者のための備蓄など、実際の体制をどのようにつくるのか、区の見解を問う。

古田 しのぶ

公 明

代 表

四

一 (四) イ (ウ)

続いて、垂直避難施設についての区の考え方と実際の体制づくりについてです。

区では、荒川の氾濫等による洪水の恐れがある場合、北区洪水ハザードマップなどをとおし、

早めに高台へ避難することをお願いしています。

しかしながら、安全な場所に避難する

時間的余裕がない場合は、浸水の危険性が少ない高い建物への避難を勧めています。

都営住宅及び都市再生機構と協定を締結した

緊急避難施設につきましては、

避難所としての機能はもっておらず、

大規模な水害が発生した場合の

一時的な緊急避難先です。

このため、食料や飲み水を備蓄することは

想定しておりません。

古田しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

一 「住めば、北区東京。」に向けて

(四) 防災対策の充実について

イ 公助・共助の推進

(エ) 浸水想定区域内の福祉施設の避難計画

策定状況について

古田 しのぶ	公明	代表	四
--------	----	----	---

一 (四) イ (エ)

次に、浸水想定区域内の福祉施設の

避難計画策定状況についてお答えします。

国は、昨年の岩手県における災害を受けて、

本年五月に、福祉施設向けの説明会を開催しました。

この中で、避難計画等を策定済みの施設においても、改めて水害・土砂災害を対象とした避難計画を追加するよう説明があったところです。

このことから、今後、改めて区内福祉施設の策定状況について、把握に努めてまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

一 「住めば、北区東京。」に向けて

(五) 多文化共生社会の実現に向けて

ア、多文化共生指針の基本的な考え方等について

イ、気軽な相談場所の設置等について

ウ、外国人が活躍できる場づくり等について

エ、「やさしい日本語」の使用について

【要旨】

区内の外国人の人口が二万人を超えた。北区で生活している外国人と笑顔で挨拶しあうことが望まれる。

日本での教育を保障することにより、外国の子どもたちが将来、グローバル人材として社会に貢献することは間違いない。区内でもボランティアとして外国人に日本語を教えながら、困りごとの相談にのっている人がいる。増加している外国人のために全国の自治体では様々な取組みをしている。

北区でも今年度「多文化共生指針」を策定予定であり、事業を確実に具体化できるようにすべきと考える。

※やさしい日本語

簡易な表現を用いる、文の構造を簡単にする、漢字にふりがなを振るなどして、日本語に不慣れな外国人にもわかりやすくした日本語。

古田 しのぶ

公 明

代 表

四

一 (五) アイウエ

次に、多文化共生社会の実現についてです。

まず、多文化共生指針の基本的な考え方や、

今後の施策を進める体制の強化についてです。

北区では、国際化推進ビジョンに基づき、

これまでも、外国人区民との相互理解について

推進してきましたが、言葉や習慣の違いなどにより、

依然として問題が起きている状況です。

区内に居住する日本人と外国人が、

地域で共生していくための方針の策定に向け、

本年五月に設置した

多文化共生指針策定検討会におきまして、

今後、協議してまいります。

次に、気軽に生活相談や情報収集できる

場所の設置などについてです。

(次頁に続く)

(前頁から続く)

北区では、子育て支援や就学援助などにおいて、外国人向けパンフレットを配布するなどの情報提供に努めています。

今後、多文化共生指針の検討を進める中で、気軽に生活相談ができる場の必要性など、外国人も住みやすい環境づくりに向けて検討してまいります。

次に、外国人が活躍できる場づくりや、参加・交流を促すための取組みなどについては、今後、検討会で議論してまいりたいと存じます。

また、日本語に不慣れな外国人の方々がコミュニケーションを

円滑に行えるようにするための施策については、ご提案いただきました「やさしい日本語」を含め、今後検討を進めてまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

- 一 「住めば、北区東京。」に向けて
- (五) 多文化共生社会の実現に向けて
- オ 外国籍児童・生徒への教育支援
 についての現状と課題について

【要旨】

日本語指導が必要な児童生徒に対する
 「特別の教育課程」、

文部科学省のJSLカリキュラムや
 外国に繋がる子どものための
 支援サイト「CLARINET」等、
 外国籍児童・生徒への教育支援についての
 現状と今後の対応について問う。

【用語解説】

○JSLカリキュラム

JSL (Japanese as a second language)、「第二言語としての日本語」カリキュラム。JSLカリキュラムは、初期指導を終えた後に、日本語指導と平行して実施するためのカリキュラムであり、文型や語彙などを中心にした日本語指導とこのJSLカリキュラムとを有機的に組み合わせることにより、児童・生徒を学習活動に参加させていくことをねらいとしている。

○支援サイト「CLARINET」

文部科学省の海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育等に関するホームページのこと。文部科学省が中心となって、時間的・空間的な制約を克服した海外子女教育・帰国児童・生徒教育関係の教育相談や情報提供並びに海外にある日本人学校・補習授業校と国内の学校及び日本人学校・補習授業校同士などの情報交換等が行えるような場を、広く一般にも提供している。

古田 しのぶ

公明

代表

四

一(五)才

次に、外国籍児童・生徒の教育支援について
お答えいたします。

本区では、「特別の教育課程」による

日本語指導を小学校二校と中学校一校の
日本語適応指導教室で、

平成二十八年度は百三十五人の
児童・生徒に対して行いました。

児童・生徒の主な母国は、
中国・バンラデシユ・フィリピン・
ネパール等です。

指導内容といたしましては、
生活に必要な日本語の習得
及び教科の学習に必要な日本語の習得、
授業理解のための教科の補充指導、
学校生活への適応指導などです。

【後項に続く】

古田 しのぶ

公明

代表

四

【前項から続く】

J S L (ジエイ・エス・エル) カリキュラムや

支援サイト「CLARINET (クラリネット)」

につきましては、

日本語適応指導教室担任研修等で

取り上げています。

今後はさらに積極的に情報提供し、

児童・生徒の実態に応じた

指導の充実を図るとともに、

日本語適応指導教室担任と

児童・生徒が在籍する学級の担任との

連携を深め、

学校生活や学習が充実するよう

支援してまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

- 一 「住めば、北区東京。」に向けて
- (五) 多文化共生社会の実現に向けて
- カ スクールソーシャルワーカーの配置の拡充について

【要旨】

複合的な問題を抱えた外国人家庭の子どもの支援にはスクールソーシャルワーカーが欠かせない。現在の四名体制(内一名は人材育成のための統括指導員)では、児童・生徒等への支援が不十分なので、各サブファミリ―(十二中学校)に一名ずつ配置すべきである。

古田 しのぶ

公 明

代 表

四

一(五)カ

次に、スクールソーシャルワーカーの配置の拡充についてお答えします。

現在、スクールソーシャルワーカーは、非常勤職員を王子・赤羽・滝野川の三地区に一名ずつ配置し、人材育成のための統括指導員一名を含めて、四名体制としています。

スクールソーシャルワーカーの活動状況ですが、支援が必要な児童・生徒の件数は、

平成二十七年度と比較すると、平成二十八年度は二割以上増加しています。

同時に、複雑・困難化した事例が増加し、訪問活動件数や連携した関係機関件数、ケース会議の開催数も同様に伸びています。

また、外国籍の児童・生徒・家庭への支援には、言葉の問題だけではなく、

(後頁へ続く)

古田 しのぶ

公 明

代 表

四

(前頁から続く)

生活や医療、福祉など複合的な問題が絡み、
問題の解決には、さらに時間と労力がかかります。

現在、国会では、

「チーム学校運営の推進等に関する法律案」が
審議されています。

スクールソーシャルワーカー等の、
専門性を有する人材の確保は、学校運営上、
今後、ますます重要になるものと考えます。

スクールソーシャルワーカーの
配置の拡充につきましては、

国の動向にも注視するとともに、
北区における子どもの貧困対策の議論も踏まえて、
十分に検討を進めてまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

- 二 住み慣れた地域で安心して暮らすために
- (一) 在宅支援体制の推進について
 - ア 病院や施設の耐震化やBCP (事業継続計画) への取り組み支援の必要性について

古田 しのぶ

公明

代 表

四

二(一)ア

次に、住み慣れた地域で安心して暮らすためにのご質問のうち、在宅支援体制の推進についてのご質問に順次お答えします。

はじめに、病院や施設の耐震化や事業継続計画への取り組み支援の必要性についてです。

耐震化については、それぞれの運営主体が、国や東京都の補助事業などを活用して、耐震補強工事や改築などを進めており、区も補助概要の情報提供をするなど、必要に応じて支援を行ってまいります。

また、事業継続計画の策定についても、それぞれの運営主体が取り組んでいるところですが、区も国や東京都の策定ガイドラインを提供するなど、必要に応じて支援に努めてまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

二住み慣れた地域で安心して暮らすために

(一) 在宅支援体制の推進について

イ 医療機関に対し、災害時の電力確保のため非常
用発電装置の燃料確保を行うことについて

古田 しのぶ

公 明

代 表

四

二(一)イ

次に、医療機関に対し、災害時、非常用発電装置の燃料確保を行うことについてです。

東京都では、防災上重要な災害拠点病院などの非常用発電機や

救助活動等に必要な燃料を確保するため、

石油業界と協定を締結し、

災害時の燃料供給体制の構築を図っています。

一方、病院によっては個別に

近隣のガソリンスタンドと協定を交わしている事例があるとも聞いております。

区といたしましては、災害拠点連携病院等に、概ね三日間程度の

備蓄をお願いするとともに、

参考となる事例の情報提供を行うなど

支援に努めてまいります。

古田しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

二 住み慣れた地域で安心して暮らすために

(一) 在宅支援体制の推進について

ウ 地域のネットワーク作りをさらに拡充するため
の地域包括ケア連絡会への支援を行うことについて
特に有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、
グループホームなどとの顔の見える関係づくりにつ
いて

古田しのぶ

公明

代表

四

二(一)ウ

次に、地域包括ケア連絡会への支援を行うことについてです。

高齢者あんしんセンターでは、

地域での顔の見える関係づくりを進めるため、

地域包括ケア連絡会を開催し、

地域の町会や民生委員をはじめとする

関係団体の方(かた)に声をかけ、

地域の実情に応じた、取り組みを進めています。

そこでは有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、

グループホームの入所者についての

相談を受けることも多く、

サロン開催などでの連携も増えています。

今後も、住み慣れた北区で

安心して暮らし続けることができるように

引き続き地域のネットワークづくりの充実に

努めてまいります。

古田しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

二 住み慣れた地域で安心して暮らすために

(一) 在宅支援体制の推進について

エ 八十代になってもなお介護保険を利用せず、元気に暮らしている高齢者が多くいる。高齢者の健康維持、介護予防への意欲を高めていくために、どのような工夫をするのか

古田しのぶ	公明	代表	四
-------	----	----	---

二(一)エ

次に、高齢者の健康保持、介護予防への意欲を高めるための工夫です。

八十歳を超えても、約七割の方(かた)は

介護保険の認定を受けず元気に暮らしています。

その方(かた)がたが自主的に健康維持につとめ、

社会的な役割を持っていただくことが、

介護予防につながると考えています。

そのため、高齢者ふれあい食事会の開催、

シニアクラブへの支援、

高齢者が気軽に集えるサロンの拡充、

介護予防教室からの自主グループ化、

介護予防リーダーの養成などを行っています。

(後頁へ続く)

古田しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

今後とも、地域包括ケアシステムの構築に向けた
取り組みを推進することにより、
自助・互助の考え方を啓発し、
自立的な生活を継続することができるよう
様々な工夫に努めてまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

- 一 住み慣れた地域で安心して暮らすために
- (二) 成年後見制度の利用促進について
 - ア 北区の成年後見制度の利用現状と今後の取り組みについて
 - イ 身上保護についての区の認識について
 - ウ 市民後見人の養成から受任までの一貫した仕組みと地域ネットワーク作りの推進について
 - エ コミュニティソーシャルワーカー配置の成果と今後の拡充について

古田 しのぶ

公 明

代 表

四

二(二) アイウエ

次に、成年後見制度の利用促進についての
ご質問に順次お答えします。

現在、北区における成年後見制度の利用者数は、
五百八十二名です。

また、権利擁護センターあんしん北へ寄せられた
相談件数は、昨年度一年間で、千件を超えています。

現在、北区社会福祉協議会が設置する
成年後見制度推進運営委員会において、
市民後見人の拡充が検討されています。

ここでは、弁護士などの専門職の後見人に加えて、
市民後見人による身上(しんじょう)の保護を
中心とした寄り添い型貢献制度の必要性が、
議論されています。

(後頁へ続く)

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

現在、北区社会福祉協議会では、

東京都の養成講習を修了された市民後見人が

四名登録されており、市民後見人と被後見人との

マッチング事業を展開しています。

昨年二月に一例目がスタートし、現在、

二例目の受任に向けて、手続きを進めています。

北区社会福祉協議会では、

成年後見関係機関連絡会の実施など、

地域のネットワーク作りに取り組んでまいりましたが、

今後も引き続き、実施する予定です。

また、地域のネットワーク作りに欠かせない、

コミュニティソーシャルワーカーについては、

その役割が、今後重要なものになってくると考え、

今年度、モデル配置の報告会を実施するなど、

三年間の総括を行うとともに、今後の方向性について

検討してまいります。

古田しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

二 住み慣れた地域で安心して暮らすために

(三) 障害者施策について

ア 相談支援事業の充実について

(ア) これまでの計画作成状況と問題点、

今後の取り組みについて

【要旨】

二〇一二年度の障害者総合支援法の改正により
障害福祉サービスを必要とする全障害者にサービス
利用計画の作成を行うこととされた。

これまでの計画作成状況と問題点、
今後の取り組みを問う。

古田しのぶ

公明

代表

四

二(三)ア(ア)

次に、障害福祉サービス等利用計画についてのご質問にお答えします。

平成二十九年三月末現在、

サービス利用者二千九百二十九人のうち

計画作成件数は、千九百六十四件、

作成率が六十七・一パーセントで

残りの約三割が、サービス利用者が作成する

セルフプランとなっています。

計画作成を担う相談支援専門員の役割は、

サービスの利用調整を行うケアマネジメント、

本人や家族の状況の変化に応じ

サービスの見直しを行うモニタリング、

緊急対応を含むソーシャルワークですが、

セルフプランでは、適切なモニタリングや

ソーシャルワークは受けられません。

(後頁に続く)

古田しのぶ

公明

代 表

四

(前頁から続く)

現在、指定特定相談支援事業所は、区内に十七か所開設し、

相談支援専門員も三十四人に増えましたが、事業所数、相談員数ともに、足りない状況です。

今後は、年に四回開催している

相談支援事業者連絡会の研修会等を通じ、

相談支援専門員の人材育成を図るとともに

緊急対応が必要となる重度知的障害者施設の

指定管理者の業務に計画相談支援を追加するなど

相談支援事業の充実を図ってまいります。

古田しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

二 住み慣れた地域で安心して暮らすために

(三) 障害者施策について

ア 相談支援事業の充実について

(イ) 障害者や家族にとって分かりやすく、使い
やすい体制を作ることについて見解を問う。

【要旨】

相談窓口、相談支援事業者や障害福祉サービス
事業者の役割を明確にし、障害者や家族にとって
分かりやすく、使いやすい体制を作ることについて
見解を問う。

古田しのぶ	公明	代表	四
-------	----	----	---

二(三)ア(イ)

次に、障害者や家族にとって分かりやすく
使いやすい相談支援体制についてお答えします。

区の障害者の相談窓口としては、

直営の王子・赤羽の各障害相談係、

委託の窓口として、主に精神障害者を担当する

「障害者地域活動支援室きらきら」、

身体障害者と知的障害者を担当する

「障害者自立生活支援室」と

滝野川の地区担当業務を補完する

「滝野川地域障害者相談支援センター」で

障害者の相談業務を担っています。

(後頁に続く)

古 田 し の ぶ

公 明

代 表

四

(前頁から続く)

平成二十八年度からは、

この三つの委託相談事業所が中心となり

区内の指定特定相談支援事業所を対象とした

連絡会と研修会を定期的を開催するなど

区内の相談支援事業所の質の向上を図っています。

今後もしこうした連絡会や研修会を通じ、

地域で活躍できる相談支援専門員の育成に努め、

障害者や家族にとって、分かりやすく、使いやすい

相談支援体制を構築してまいります。

古田しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

二 住み慣れた地域で安心して暮らすために

(三) 障害者施策について

イ 障害児の乳幼児期から成人期までの切れ目
ない支援体制について

(ア) 障害児福祉計画の成果目標について

(イ) 区内の現在の医療的ケア児の数と
事業所の数について

【要旨】

就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援を
行う体制を整えることが求められている。

来年度から障害児福祉計画の策定が義務付け
られたが、計画の成果目標はいかがか。

また、現在の区内の医療的ケア児の数と
受け入れ可能な事業所の数を問う。

古 田 し の ぶ

公 明

代 表

四

二(三)イ(ア)(イ)

次に、障害児の乳幼児期から成人期までの切れ目ない支援体制についてのご質問のうち障害児福祉計画の成果目標、医療的ケアと事業所の数についてのご質問にお答えします。

昨年の児童福祉法の改正により作成が義務付けられた障害児福祉計画を本年度中に策定いたします。

計画策定にあたり、国が示した成果目標には、障害児支援の提供体制の整備が新規に追加され、区においても重要な課題であると認識しています。

特に医療的ケア児の支援を行う

学齢前(がくれいまえ)の児童発達支援事業所や学齢期(がくれいき)の放課後等デイサービス事業所は数が少なく、卒業後の生活介護事業所の整備も含め、計画的なサービス提供体制の確保が必要です。

(後頁に続く)

古 田 し の ぶ

公 明

代 表

四

(前頁から続く)

区内の医療的ケア児数は、

障害児福祉サービス受給者として

学齢前の医療型児童発達支援事業所利用者が十名、

重症心身障害児型児童発達支援利用者が三名、

学齢期の放課後等デイサービス利用者が

十七名となっています。

なお、障害児福祉サービスを受給していない

医療サービスだけの医療的ケア児の

実態を把握するため、

障害児福祉計画の策定にあたり

区内の訪問看護ステーション等に対する

調査を予定しています。

医療的ケア児を支援する区内事業所の数は、

医療型児童発達支援と放課後等デイサービスが

それぞれ一か所となっています。

古田しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

二 住み慣れた地域で安心して暮らすために

(三) 障害者施策について

イ 障害児の乳幼児期から成人期までの切れ目
ない支援体制について

(ウ) 医療的ケア児を対象とした施設整備の
取り組みについて

【要旨】

区有施設を利用し、医療的ケア児を対象とした
施設の整備や、受け入れ事業所を誘致するための
運営を支援する区の取り組みが必要だが、見解を
問う。

古田しのぶ

公明

代表

四

二(三)イ(ウ)

次に、医療的ケア児を対象とした施設整備の取り組みについてのご質問にお答えします。

医療的ニーズの高い施設の整備は、
嘱託医、看護師、保育士や機能訓練士等の
専門職の確保などが困難であり
整備が進まない状況です。

また、こうした施設は、定員が小規模なことに加え、
医療的ケア児は、体調不良による欠席が多く
安定的な経営が難しいため、
区内での施設整備は、都立の施設を除き、
重症心身障害児の放課後等デイサービスが
一か所だけとなっています。

(後頁へ続く)

古田しのぶ	公明	代表	四
-------	----	----	---

(前頁から続く)

今後、計画的に医療的ケア児を支援できる

施設整備を推進するためには、

区における

運営事業者に対する支援が重要であるため、

区有施設の活用をはじめ、

施設整備費補助や運営費補助も含め、

他区の事例も踏まえ、調査研究してまいります。

古田しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

二 住み慣れた地域で安心して暮らすために

(三) 障害者施策について

イ 障害児の乳幼児期から成人期までの切れ目
ない支援体制について

(エ) 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の
構築について

【要旨】

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が
連携を図るための協議の場を設けることが求められ
ている。区はどのように医療的ケア児に対する
総合的な支援体制を構築していくのか。

古田しのぶ	公明	代表	四
-------	----	----	---

二(三)イ(エ)

次に、医療的ケア児に対する

総合的な支援体制の構築についてです。

医療的ケア児や家族を支援する

医療、保健、福祉、教育、就労等の

体制整備が求められ、

児童福祉法の改正の中にも、自治体による

連携促進の努力義務が規定されています。

区では、様々な障害者への支援体制を整備するため、

各関係機関の代表者、

学識経験者や障害当事者で構成する

「自立支援協議会」を設置し、

障害者に関する施策の総合的な推進を図っています。

(後頁へ続く)

古田しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

今年度は、医療的ケア児にかんする
施策を充実するため、
保健医療機関の代表としての委員に
医療的ケア児にかかわりのある
訪問看護ステーションの看護師を協議会委員に加え、
協議体制の強化を図りました。
今後も「自立支援協議会」を
効果的に運営してまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

三 いのちを守るために

(一) 肝炎対策について

ア 北区の肝炎検査と陽性者フォローアップの

取組について。

イ これから検査を受けて感染が判明した方だけでなく、以前に陽性になったものの治療していない人も、治療に結びつけるために個別受診勧奨を強く求める。

(質問要旨)

ウイルス性肝炎は国内最大の感染症と

言われているが、国民の約半数が肝炎検査を受けておらず、しかも検査で陽性と判定された人のうち四十%がその後治療せずにいるとの報告されている。

国はウイルス検査の受診促進し、陽性者を医療に繋げようとしている。

古 田 し の ぶ

公 明

代 表

四

三(一)ア・イ

次に、「いのちを守るために」のご質問です。

始めに、肝炎対策についてお答えします。

ウイルス肝炎は、症状が現れにくく、

気がつかないうちに病気が進行することが

ありますので、早期の発見、治療が必要です。

このため、区では、十六歳以上の区民を対象にB型・

C型肝炎検査を実施しています。

また、特定健康診査や

後期高齢者健康診査等の対象者は、

健診時に合わせて実施しています。

区の肝炎検査は、原則として

過去に肝炎ウイルス検査を受診したことがない方を

対象として、無料で実施しています。

(後頁へ続く)

古 田 し の ぶ

公 明

代 表

四

(前頁から続く)

検査の結果、陽性になった方については、
初回の精密検査費用が助成される

東京都のフォローアップ事業をご案内しています。

また、精密検査を受診した方に対して、
その後の受診状況の確認を行っています。

肝硬変 (かんこうへん) や

肝がんへの移行者を減らすためにも、
引き続き、過去の検査結果が陽性だった方も含めて、
個別受診勧奨方法について検討に努めてまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

三 いのちを守るために

(二) 小さないのちを守るために

ア (こどもの) 事故防止策の積極的な推進を求め
る。

(質問要旨)

睡眠時の窒息、浴室などでの溺れ、転落など思いがけない事故により、十四歳以下の子どもが毎年三百人以上死亡している。

葛飾区では「ヒヤリハットジオラマ」の設置や事故予防の動画を作成している。

全国の先進事例を参考に事故予防策の推進を求める。

古 田 し の ぶ

公 明

代 表

四

三(二)ア

次に、「小さいのちを守るために」のご質問に
順次お答えします。

始めに、子どもの事故防止策についてです。

区では、保護者に対して、

乳児健診では、子どもの誤飲防止を、

一歳六カ月健診では、幼児の視野の狭さの体験を、

歯磨き教室では、歯磨き中の喉突き事故防止など

子どもの成長に合わせた事故防止教育を

実施するとともに、

児童館などの要請に応じて保健師等が

日常生活上の子どもの事故防止について

注意喚起を行っております。

(次頁に続く)

古 田 し の ぶ

公 明

代 表

四

(前頁から続く)

子どもの事故は、過去に起きた事例を知ること
で防げる事故が多くありますので、

様々な機会を捉え、保護者にわかりやすい工夫を行い、
子どもの事故予防に向けた取り組みを
進めてまいります。

古田しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

三 いのちを守る取り組みについて

(一) 小さないのちを守るために

イ 北区の保育施設等での子どもの事故に対処するための取り組みについて

【要旨】

教育・保育施設や認可外保育施設等において、子どもの死亡事故などの重大事故の予防と事故後の適切な対応を行うことができるよう、昨年二月「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」が国から出された。これを参考として、具体的な指針等を策定し、教育・保育等を実施することが必要。北区の保育施設等では、子どもの事故に対処するための取り組みは、どのようになっているのか

(答弁案)

教育長答弁

子ども未来部保育課・子育て施策担当課
教育振興部教育指導課・学校支援課

古田しのぶ	公明	代表	四
-------	----	----	---

三(二)イ

次に、北区の保育施設等での子どもの事故に
対処するための取り組みについてです。

区立直営保育園では、園長会等で定めた

統一の「事故防止と発生時の対応」を基に、

各園で「行動マニュアル」を作成しています。

このほか保育中に起きたヒヤリハット事例を

園内で情報共有するなど、

事故の未然防止にも努めています。

このマニュアル等については、

ご案内の国のガイドラインをはじめ、

感染症対策など関係機関から提供される

最新の情報なども取り込みながら、

随時、見直しを行っているところです。

また私立保育園や指定管理園、地域型保育事業所等、

民間事業者が運営する保育施設につきましても、

(次頁に続く)

(前頁より続く)

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」に、事故発生の防止のための指針などを整備することが規定されており、同様の対策が講じられているものと認識しております。これら事故防止や安全対策については、指導検査の対象項目にも盛り込まれており、実地検査において規定の整備状況を確認するとともに対策が不十分な場合には助言や指導を行っております。なお、認可外保育施設のうち、認証保育所とベビーホテルについては、東京都が実施する指導検査の際に区の職員が同行し、定期利用保育施設や家庭福祉員については、毎年度実施している区の巡回訪問相談の機会を捉えて事故防止策などの実施状況を確認しています。

(次頁に続く)

(答弁案)

教育長答弁

子ども未来部保育課・子育て施策担当課
教育振興部教育指導課・学校支援課

古田しのぶ

公明

代表

四

(前頁より続く)

また、区内の公立・私立幼稚園等につきましても、それぞれ保育施設と同様の対策を講じている状況です。

私立幼稚園については、

東京都による指導検査が実施されておりませんが、さまざまな機会を捉え、事故防止策などの実施状況を確認し、必要な助言等を行ってまいります。

古田 しのぶ

公 明

代 表

四

(質問の事項及び要旨)

三 いのちを守る取り組みについて

(一) 小さないのちを守るために

ウ 体罰によらない育児を実践するための子育て世代に対する支援を推進すべき

【要旨】二〇一五年に国連で採択されたSDGsでは、二〇三〇年までに全ての国が達成すべき目標の中に「子どもに対する暴力の撲滅」が入っている。改正児童福祉法、改正児童虐待防止法でも、親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨が明記された。これを受け、厚労省では、親による「愛の鞭」を防ぐテクニクなどを紹介した資料を作って全国の自治体に周知した。北区でも体罰によらない育児を実践するための子育て世代に対する支援を推進すべき。

【SDGs (持続可能な開発目標)】二〇〇〇年に目標設定され、二〇一五年までに達成することを目指した「MDGs (ミレニアム開発目標)」を受け継ぐものであり、世界的な課題となっている環境問題を合わせた、今後一五年間、国連加盟国すべてが目指す目標のこと。

古田しのぶ

公明

代表

四

三(二)ウ

次に、体罰によらない育児を実践するための子育て世代に対する支援を推進すべきとのご質問にお答えいたします。

厚生労働省が作成した

「子どもを健やかに育むために

愛の鞭(むち)ゼロ作戦」の資料によれば、

子どもだからといって、親の体罰や暴言が、許されるわけではなく、

「虐待」へとエスカレートする可能性があります、

体罰によらない子育てを支援することは

重要としています。

北区でも、児童虐待予防の点から、

同様の認識で事業をすすめています。

(次頁へ続く)

古田しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

そのため、区民向けの児童虐待防止研修として、二十八年度は、〇歳から二歳のお子様がいる家庭向けと、二歳から就学前のお子様がいる家庭向けに、「健やかな子どもの育ちについて」子どもの気持ちに寄り添う育児のポイント」といった講演会をそれぞれ開催いたしました。また、思春期のお子様がいる家庭向けには、「思春期の子どもの心 その特徴と対応」と題して講演会を実施し、その中でも体罰によらない育児の重要性について、お話しております。

(次頁へ続く)

古田しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

さらに、親子関係の改善のための
ペアレントトレーニングや
出産や育児の不安を話し合う
プレママ・ママーズを実施するほか、
適切な親子関係をはぐくむための、
子育てに関する事業を開催しています。
今後とも、様々な事業を通じて、
区民の方々の子育てを支援してまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

四 教育現場から持続可能な社会を目指して

(一) SDGsの考え方を教育に

ア SDGsを北区の教育活動に

取り入れることについて

【要旨】

北区の子どもたちがSDGsについて学び、
 人権やジェンダー平等、平和と非暴力、地球市民の
 考え方など、持続可能な開発の実現のために
 必要な知識を身に付け、
 SDGsの実施に主体的に関わっていく
 世界市民になることを祈願している。
 SDGsを北区の教育活動に
 取り入れることについて伺う。

【用語解説】

○SDGs・・・二〇一五年九月、全国連加盟国(百九十三国)は、より良き将来を実現するため
 に今後十五年かけて極度の貧困、不平等・不正義をなくし、私たちの地球を守るための計画「ア
 ジェンダ二〇三〇」を採択。この計画が「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:
 SDGs)」である。

○アジェンダ・・・行動計画のこと

○ESD・・・Education for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」と
 訳される。世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題がある。ESDとは、こ
 れらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それら
 の課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、それによって持続可能な社会を創
 造していくことを目指す学習や活動である。つまり、ESDは持続可能な社会づくりの担い手を
 育む教育。

実施には、特に次の二つの観点が必要です。

- ・ 人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと
- ・ 他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」、「つながり」を尊
 重できる個人を育むこと

古田 しのぶ

公明

代表

四

四(一)ア

次に、「教育現場から持続可能な社会を目指して」のご質問に、順次お答えします。

持続可能な開発目標

「SDGs(エス・ディ・ジーズ)」は、

グローバル化が進む国際社会全体の普遍的な目標として国際連合で採択され、

十七の持続可能な開発目標が掲げられています。

日本では、昨年五月に、

内閣総理大臣を本部長とする推進本部が設置され、十二月には「持続可能な開発目標実施指針」が策定されました。

この中で、次代を担う子どもたちに

「持続可能な社会や世界の創り手となるために必要な資質・能力が育成されるよう、

学校教育をはじめ、家庭、職場、地域等の

【後項に続く】

古田 しのぶ

公明

代表

四

【前項から続く】

あらゆる場におけるSDGs（エス・ディ・ジーズ）に関する学習を奨励していく」ことが掲げられています。

現在、区立小学校、中学校では、主に社会科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動などにおいて、

SDGs（エス・ディ・ジーズ）の

具体的な内容である人権や平等、

平和と非暴力などについて学んでいます。

北区教育ビジョン二〇一五においても

学校教育の充実の中で、

「グローバル化が進むこれからの時代を

たくましく生き抜き、社会に貢献できる

人材を育成」することが明記されています。

【後項に続く】

古田 しのぶ

公明

代表

四

【前項から続く】

今後も、中学校生徒海外交流事業を

はじめとする国際理解教育や、

新設される「特別の教科道徳」の授業などを中心に、

SDGs（エス・ディ・ジーズ）の考え方や、

十七の目標内容を意識した教育活動の推進を図り、

持続可能な開発目標の実現と、

これからの国際社会を担う人材の育成に

努めてまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

四 教育現場から持続可能な社会を目指して

(一) SDGsの考え方を教育に

イ ユネスコスクールへの加盟を

促すことについて

【要旨】

世界中の学校と生徒間・教師間の

交流ができ、情報や体験を分かち合って、

地球規模の諸問題に

子どもたちが目を向ける機会となる

ユネスコスクールへの加盟を促すことについて

教育長の考えを伺う。

【用語解説等】

○ユネスコスクール

ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を實踐する学校

○加盟校

全国では、幼稚園から大学まで千三十七校（平成二十九年5月現在）。東京都の小学校は四十三校、中学校は二十一校。

○加盟の手続き

学校から教育委員会を通して、ユネスコスクール事務局に加盟申請を行う。

○加盟による効果

世界のユネスコスクールの活動情報の提供、世界のユネスコスクールと交流する機会の増加、米国・韓国・中国等海外との教員交流、世界の教育事情、国連機関の活動の把握、ESD（持続可能な開発のための教育）のための教材・情報の提供、ユネスコスクールHPを通じた情報交換、ワークショップ、研修会への参加、国内の関係機関との連携強化

古田 しのぶ

公明

代表

四

四(一)イ

次に、ユネスコスクールの加盟についてお答えします。

現在、特別区では、公立小学校九校、公立中学校六校が加盟しています。

加盟校においては、持続可能な開発のための教育・ESD(イー・エス・デイ)の推進をはじめ、

世界のユネスコスクールとの活動情報の共有や交流を通して、児童・生徒のコミュニケーション力やプレゼンテーション力の向上、自己肯定感や自己有用感の醸成を
目指しているものと考えます。

【後項に続く】

古田 しのぶ

公明

代表

四

【前項から続く】

北区には、現在のところ、

ユネスコスクール加盟校はありませんが、

ESD（イー・エス・デイ）の推進に努め、

子どもたちが環境問題、地域社会、

海外や異文化等への関心を高め、

持続可能な社会について理解を深める

取組について、

各学校の教育活動に取り入れています。

ご提案の

ユネスコスクールへの加盟につきましては、

今後、他自治体の取組状況を把握しながら、

校長会等で情報提供し、

意見を交換したいと考えます。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

四 教育現場から持続可能な社会を目指して

(二) 教員の過労の問題

【要旨】

公明党は、

「教育こそ持続可能な社会の基盤」と捉え、

教員が子どもと向き合う時間を確保し、

より効果的な教育活動が

行われるような体制の強化を求めてきた。

教員の仕事に終わりはなく、

勤務時間はあつてないようなものだが、

区ではどう捉え、

どう対策を講じているか。

古田 しのぶ

公明

代表

四

四(二)

次に、教員の過労の問題についてお答えします。

教員の多忙化の課題解決に向け、北区では、

これまで正規の教員のほかに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動外部指導員など、積極的に外部スタッフを配置し、学校支援ボランティアをはじめ、地域人材の活用も図ってきました。

持続可能な社会の基盤づくりのためには、教員が子どもと向き合う時間の確保は必要不可欠であると考えます。

その時間の確保のためには、

【後項に続く】

【前項から続く】

多様な人材がそれぞれの専門性に応じて
学校運営に参画して、

学校の組織力を高めることが
ますます重要です。

現在、学校においては、

教員の業務の負担軽減に向けて

ワーク・ライフ・バランスを進めるために、
各教員に

業務改善について自己申告させ、

その取組状況を管理職が把握するよう努めています。

さらに、校務支援システムの一層の活用を通して、

文書や教材の共有化、事務の効率化を進めながら、

管理職研修においても、

研修テーマの一つとして取り上げるなど、

教員の負担軽減に取り組んでいきます。